

フレッツ・ADSL 対応接続サービス利用規約

2014.4.1

第1章 総則

第1条(概要)

フレッツ・ADSL 対応接続サービスは、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます)が提供する IP 接続サービス「フレッツ・ADSL(フレッツ・エーディー・エスエル)」に対応したサービス(以下「本サービス」といいます)です。そのため、本サービスの仕様につきましては、余儀なく変更されることがあります。

第2条(規約の変更)

当社は契約者の承諾を得ることなくフレッツ・ADSL 対応接続サービス利用規約(以下「規約」といいます)を変更することがあります。その場合には、当社所定の方法により契約者に通知するものと、料金その他提供条件は変更後の規約によるものとします。

第3条(提供区域)

本サービスの提供区域は、別表に定めるものとします。

第4条(対象)

本サービスは、以下の条件を満たす方が対象となります。

- (1)NTT 東日本が提供する IP 接続サービス「フレッツ・ADSL」の利用者または利用申込者。
- (2)「ITSKOM.net for Business サーバホスティングサービス」(以下「サーバホスティングサービス」といいます)のご契約者、あるいは「ITSKOM.net for Business IP 接続サービス」(以下「IP 接続サービス契約者」といいます)のご契約者。

第5条(申込)

1. 本サービスの申込は当社所定の手続きに従うものとします。
2. 前項の申込にあたっては、本サービスが申込者の回線に係る電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信回線設備からの信号の漏洩又はその回線の終端に接続される電気通信設備の仕様等により、申込者の回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態となることを承諾のうえ、申込みものとします。

第6条(契約の成立)

1. 本サービスの利用契約(以下「本サービス契約」といいます)はフレッツ・ADSL サービスの利用申込がNTT 東日本により承諾され、かつ、前条所定の申込を当社が承諾したときに成立します。
2. 当社は、次の場合には、本サービス契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、本サービス契約を解除することができるものとします。
 - (1)NTT 東日本のフレッツ・ADSL サービスの提供契約が解除その他理由いかんを問わず終了した場合
 - (2)本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (3)その他本サービス契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第7条(サービスの提供停止)

1. 本サービスは規約等に定める以外に、下記の事由によりサービスを停止することがあります。
 - (1)NTT 東日本が本サービスの提供に必要なサービスを停止、中止又は制限した場合。
 - (2)その他当社が必要と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは契約者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法で通知します。

第8条(本サービスの変更または廃止)

1. 当社は予告なく本サービスの内容の一部もしくは全部を変更、追加及び廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項による本サービス内容の一部もしくは全部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第9条(本サービスの終了)

1. 以下の場合、本サービスは終了します。
 - (1)NTT 東日本のフレッツ・ADSL サービスが終了した場合
 - (2)技術的問題で本サービスを継続することが困難な場合
 - (3)サーバホスティングサービスの契約者、あるいは IP 接続サービスの契約者でなくなった場合
 - (4)移転等により、NTT 東日本のフレッツ・ADSL サービスが利用できなくなった場合
2. 本サービスが前項第1号、第2号の規定により終了する場合には、当社は事前に本サービス利用者に当社の定める方法で通知します。
3. 本サービスが第1項第3号、第4号の規定により終了する場合には、他のサービスへの移行および本サービスの解約は自らの責において行うものとします。

第10条(サービス種別)

本サービス種別は、以下の通りです。

サービス種別	サービス品目	内 容									
フレッツ・ADSL対応接続サービス(IP固定タイプ)	IP固定タイプ	NTT 東日本が提供するIP接続サービス「フレッツ・ADSL」の回線を用いて提供されるインターネット接続サービス。固定グローバルIPアドレスが1個付与されます。									
	IPアドレスアップグレード ※1	<table border="1"> <tr> <td>8個</td> <td>8個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。</td> </tr> <tr> <td>16個</td> <td>16個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。</td> </tr> <tr> <td>32個</td> <td>32個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。</td> </tr> <tr> <td>64個</td> <td>64個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。</td> </tr> <tr> <td>128個</td> <td>128個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。</td> </tr> </table>	8個	8個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。	16個	16個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。	32個	32個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。	64個	64個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。	128個
8個	8個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。										
16個	16個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。										
32個	32個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。										
64個	64個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。										
128個	128個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。										

※1 IPアドレスアップグレードは、フレッツ・ADSL対応接続サービス(IP固定タイプ)のオプションサービスとして申し込みすることができます。

サービス種別	サービス品目	内 容
フレッツ・ADSL対応接続サービス(オプションタイプ)	IP可変タイプ	NTT 東日本が提供するIP接続サービス「フレッツ・ADSL」の回線を用いて提供されるインターネット接続サービス。接続アカウント(1個)が付与されます。接続の度動的にグローバルIPが1個取得されます。

第2章 フレッツ・ADSL対応接続サービス(IP固定タイプ)

第11条(契約の期間)

フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 固定タイプ)の契約期間は、当社が通知した利用開始日(以下「利用開始日」といいます)から 1 年間とし、契約期間満了の時点で、当社または契約者から、IP 接続サービスの契約約款第 20 条(契約者が行う利用契約の解約・解除)により、継続しない意思表示がない場合、利用契約は 1 年間自動継続され、以後この例によります。

第12条(最低利用期間)

フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 固定タイプ)の最低利用期間は、第 11 条(契約の期間)に規定する利用開始日から 1 年間とします。

第13条(フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 固定タイプ)の利用の態様の制限)

1. フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 固定タイプ)において、当該サービスに関して使用するインターネットアドレスについては当社が指定するもののみとし、ドメイン名については当社が指定するものもしくは契約者が取得し、当社が承認したものとします。
2. 契約者は、前項に基づき指定もしくは取得されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用してインターネットサービスを利用することはできません。

第3章フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 可変タイプ)

第14条(最低利用期間)

フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 可変タイプ)の最低利用期間は、当社が通知した利用開始日から 3 ヶ月間とします。

第15条(フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 可変タイプ)の利用の態様の制限)

1. フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 可変タイプ)において、利用契約が成立した場合、本サービスを利用するための番号(以下「ID」といいます。)およびパスワードを発行し、当社の定めた方法により、その内容を通知します。
2. 契約者は利用契約を解約または解除する場合、解約日、解除日までに、当社から発行された ID およびパスワードを当社に返還するものとします。
3. 当該サービスは、サーバホスティングサービスへのオプションサービスとして申込みことができ、当該サービス単独での申込みはできません。
4. 当該サービスは、サーバホスティングサービスへのご契約者でなくなった場合、終了いたします。

第4章 雑則

第16条(料金)

本サービスの料金は、以下の項目からなり、詳細については別表に定めた額とします。

区分	内 容
初期費用	当社に本サービス契約の申込をし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払うものとします。
工事費用	契約者は、当社に契約者回線に係る終端の場所の変更の届出、本サービス契約の解除等により必要となる工事の申込を行い、その承諾を受けたときは、当社に工事費用を支払うものとします。
月額費用	本サービスの契約者は、本サービス契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始し、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額として算定して、当社に利用料金の支払いを要します。
その他料金	上記各号所定の料金は具体的な額は、別表によるものとします。

本規約は、2002年2月1日から施行します。
 本規約は、2002年12月1日から改訂施行します。
 本規約は、2003年6月1日から改訂施行します。
 本規約は、2003年9月1日から改訂施行します。
 本規約は、2004年4月1日から改訂施行します。
 本規約は、2005年4月1日から改訂施行します。
 本規約は、2014年4月1日から改訂施行します。

別表フレッツ・ADSL 対応 接続サービス料金表

1. 適用
この別表に記載する料金額には、消費税等相当額は含まれておりません。

サービス種別	サービス品目	内 訳	価 格	
フレッツ・ADSL 対応接続サービス(IP 固定タイプ)	IP 固定タイプ	初期費用	20,000 円	
		月額費用(IP1 個)	4,000 円	
フレッツ・ADSL 対応接続サービス(オプションタイプ)	IP 可変タイプ	月額費用	2,000 円	
IP アドレスアップグレード	8 個	月額費用	20,000 円	
		16 個	月額費用	30,000 円
		32 個	月額費用	40,000 円
		64 個	月額費用	50,000 円
		128 個	月額費用	60,000 円

4. 提供区域

提供区域	NTT 東日本がフレッツ・ADSL エリアとして広域化実施されている区域

※詳しくは NTT 東日本にお問い合わせください。